

対馬市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成22年度の人件費率
23年度	人 34,367	千円 32,470,842	千円 424,253	千円 5,486,563	% 16.9	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

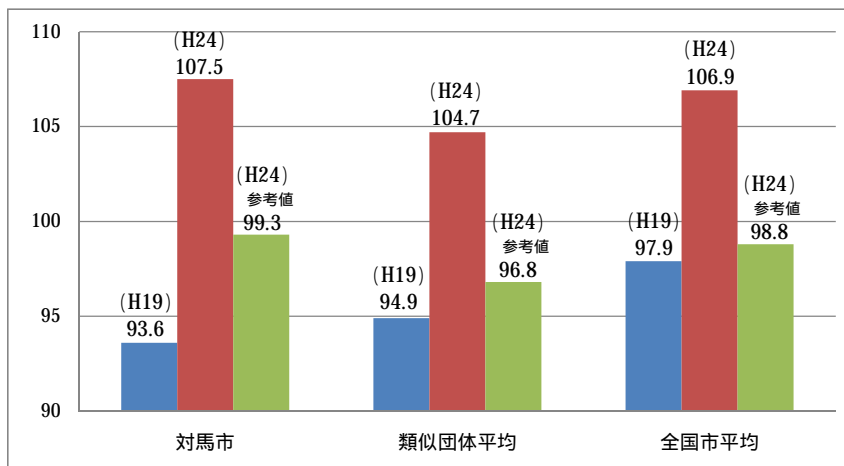
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 553	千円 2,149,523	千円 343,281	千円 783,137	千円 3,275,941	千円 5,924	千円 5,808

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的なく(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
対馬市	44.1 歳	338,671 円	389,637 円	368,019 円
長崎県	43.8 歳	338,952 円	418,394 円	373,444 円
国	42.8 歳	329,917 円		401,789 円
類似団体	43.0 歳	323,756 円	373,941 円	349,806 円

技能労務職

区分	公務員				民間		参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種・平均年齢	
対馬市	53.8歳	18人	373,400円	384,511円	384,511円	-	-
うち用務員	54.3歳	16人	377,781円	387,687円	387,687円	用務員 53.5歳	206,600円 1.88
うち調理員	*	*	*	*	*	-	-
うち道路工手	*	*	*	*	*	-	-
長崎県	50.6歳	245人	332,882円	381,777円	356,810円	-	-
国	49.7歳	3,479人	285,030円	-	323,181円	-	-
類似団体	49.2歳	4,350人	307,716円	331,694円	320,458円	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
対馬市	-	-	-
うち用務員	6,241,075円	2,861,400円	2.18
うち調理員	-	-	-
うち道路工手	-	-	-

個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、平均給与月額の欄をアスタリスク(*)としています。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～平成23年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
対馬市	50.6 歳	404,786 円	485,492 円
長崎県	45.7 歳	396,457 円	451,315 円
類似団体	42.8 歳	314,537 円	334,068 円

- （注）1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当及び特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		対馬市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	154,300 円	-
	中学卒	-	139,700 円	-
教育職	大学卒	192,800 円	192,800 円	-
	短大卒	164,400 円	168,600 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

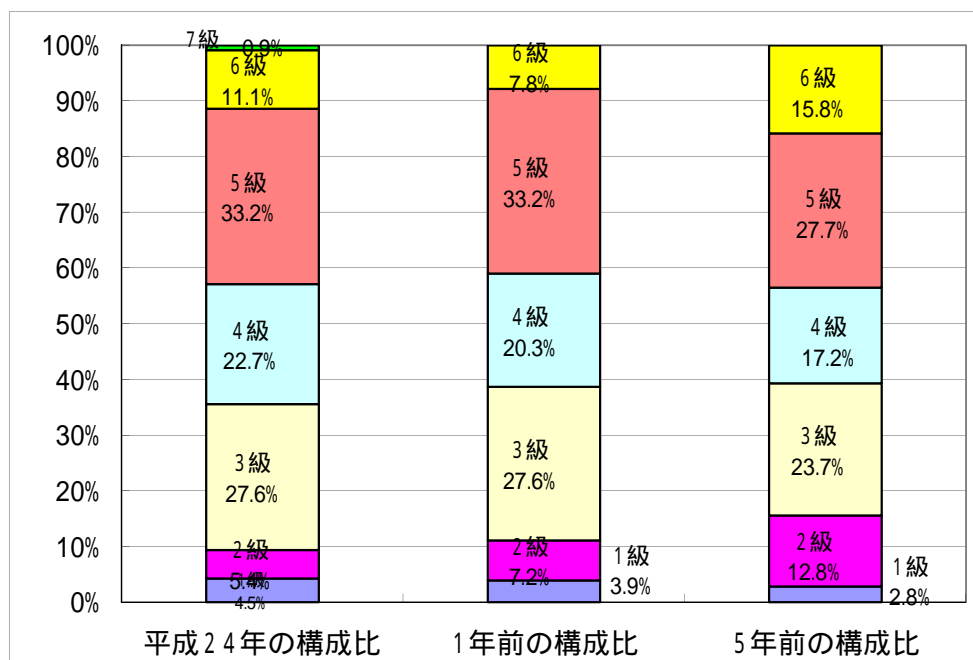
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,100 円	304,200 円	357,800 円
	高校卒	207,000 円	267,700 円	304,200 円
技能労務職	高校卒	200,000 円	244,900 円	282,700 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	286,100 円	342,700 円	374,300 円
	短大卒	255,500 円	316,500 円	357,100 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長・本部長	3人	0.9%
6 級	理事・部長・本部長	39人	11.1%
5 級	参事・主幹・課長・副本部長	98人	33.2%
4 級	副参事・課長補佐	80人	22.7%
3 級	主任・係長	97人	27.6%
2 級	主事・技師	19人	5.4%
1 級	主事・技師	16人	4.5%

- (注) 1 対馬市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績が良好でない職員や、一定期間休職等となった職員は、昇給の号給が調整されます。
 なお、人事評価制度導入に向けて準備を行っています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

対馬市	長崎県	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,461 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,591 千円	
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

休職・欠勤のある者等は減額されます。

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

対馬市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	96 千円	25,577 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

対象となる職員数が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、平均支給額の欄をアスタリスク(*)としています。

(3) 地域手当

制度なし

(4) 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)	7,786 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	52,258 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)	24.3 %		
手当の種類(手当数)	12種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	徴税吏員	市税等の徴収、滞納処分	1日 500円
感染症等防疫作業手当	業務に従事した職員	感染症患者等の救護、消毒又は伝染病菌を有する家畜の防疫作業	1日 3,000円
犬猫等死体処理作業手当	業務に従事した職員	犬猫等の死体処理業務	1件 500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行路病人・死亡人取扱作業手当	業務に従事した職員	行路死亡人、漂流死体及び身寄りのない者等の死亡の処理	1日 6,000円
機械操作手当	業務に従事した職員	庁舎内のボイラー、冷凍機の運転	月 4,000円
廃棄物処理業務手当	業務に従事した職員	廃棄物処理業務	月 5,000円
介護手当	介護士	特別養護老人ホームに勤務し入所者の介護に従事	月 5,000円
消防業務手当	消防士	夜間勤務	1夜 400円
火災等出動手当	消防士	水火災、その他の災害又は警戒業務	1回 300円
救急出動手当	消防士	救急出動業務	1回 200円
感染症搬送手当	業務に従事した職員	感染症患者又は感染症の疑いのある患者の搬送	1回 300円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する現業業務職員及び査察指導業務に従事する職員	査察指導業務	月 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	121,978千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	261千円
支給実績（平成22年度決算）	112,250千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	236千円

(6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり
					（平成23年度決算）	平均支給年額 （平成23年度決算）
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	-	105,733千円	261,068円
	その他の扶養親族	6,500円				
	配偶者がいない場合は扶養親族のうち1人について	11,000円				
	加算(特定扶養)	5,000円				
	(満16歳の年度初めから満22歳までの年度未までの子に加算)					
住居手当	借家・借間住居者 家賃23,000円以下の場合 家賃月額 - 12,000	同じ	-	36,411千円	246,023円	
	家賃23,000円を超える場合 (家賃月額 - 23,000) × 1/2 + 11,000円 (最高27,000円)					
	持家住居者 無し					
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額	同じ	-	44,170千円	95,814円	
	交通用具利用者 片道2km以上～6.5km以上 2,000円～24,500円					

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
管理職手当	支給額 部長級 給与月額×10% 次長級 給与月額×8% 課長級 給与月額×7%	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じ支給	37,264千円	368,952円
休日勤務手当	支給額 勤務1時間あたりの給与額× 135/100×時間外勤務時間数	異なる	勤務1時間あたりの給与額の算出方法が相違	10,223千円	146,039円
夜間勤務手当	支給額 勤務1時間あたりの給与額× 25/100×勤務時間数	異なる		8,234千円	108,347円
特勤手当	教育委員会の指導主事 (給料+扶養手当)×12/100	同じ	-	7,761千円	1,108,785円
準特勤手当	教育委員会の指導主事に対して 着任後3年以内の期間支給 (給料+扶養手当)×4/100	同じ			
教員特別手当	教育委員会の指導主事に支給 月額1万1,700円を超えない範囲	-	-	618千円	88,286円
宿日直手当	職員が勤務した場合 1回4,200円を支給	異なる	特別宿日直勤務に対する支給なし	59千円	4,900円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の 公務の運営の必要により週休日 又は休日等に勤務した管理職 に支給 支給額1回につき8,000円以内	同じ	-	54千円	27,000円
単身赴任手当	支給額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居間の 距離が100km以上の場合、 距離により6,000円～ 45,000円の加算あり	同じ	-	6,412千円	267,167円

6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分	給料月額等	(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市区町村長	720,000 円	989,000 円, 259,000 円
	副市長	551,000 円	816,000 円, 483,000 円
	収入役	平成17年7月より廃止 - 円	- 円, - 円
報酬	議長	360,000 円	545,000 円, 230,000 円
	副議長	306,000 円	474,000 円, 200,000 円
	議員	288,000 円	450,000 円, 180,000 円
期末手当	市区町村長 助収入役	(平成23年度支給割合) 2.95月分	
	議議長 副議長	(平成23年度支給割合) 2.95月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×在職年数×600/100	17,280千円 任期毎
	収入役	給料月額×在職年数×360/100	7,934千円 任期毎
	備考	平成17年7月より廃止	

- (注) 1 平成23年4月より市長の給料を、合併当時の給料(800千円)の10%を減額しています。給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

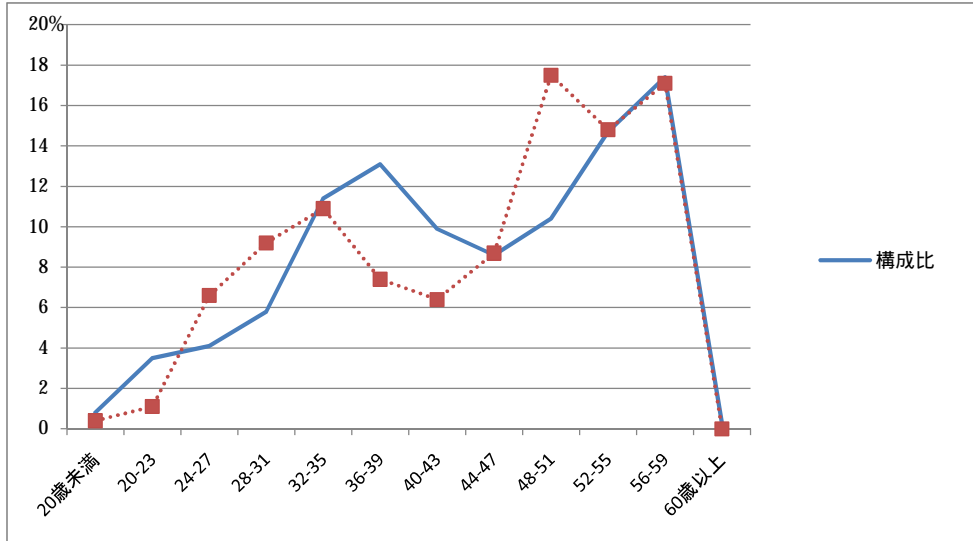
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成23年	平成24年			
普通会計部門	議会	5	5	0	
	総務	112	106	6	事務の統廃合、欠員不補充
	税務	31	31	0	
	民生	78	75	3	欠員不補充
	衛生	62	64	2	配置調整
	労働			0	
	農林水産	43	45	2	機構改革による増
	商工	18	18	0	
	土木	36	35	1	配置調整
	計	385	379	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 110.28 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.70 人)
	教育部門	84	79	5	事務の統廃合、欠員不補充
	消防部門	85	87	2	欠員補充
	小 計	554	545	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 158.16 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 94.86 人)
公営企業等会計部門	水道	18	17	1	事務の統廃合
	交通	2	2	0	
	その他	41	41	0	
	小 計	61	60	1	
合 計	615 [844]	605 841	10 [3]	<参考> 人口1万人当たり職員数 176.04 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	5	21	25	35	69	79	60	52	63	89	105	2	605

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別		年 度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
普通会計部門	議会	5	5	5	5	5	5	5	0 (0.0%)
	総務	128	119	117	110	112	106	22 (17.2%)	
	税務	38	32	34	33	31	31	7 (18.4%)	
	民生	91	88	79	76	78	75	16 (17.6%)	
	衛生	72	68	62	62	62	64	8 (11.1%)	
	労働								
	農林水産	53	47	44	44	43	45	8 (15.1%)	
	商工	26	23	19	16	18	18	8 (30.8%)	
	土木	44	41	33	39	36	35	9 (20.5%)	
	計	457	423	393	385	385	379	78 (17.1%)	
	教育部門	110	100	94	90	84	79	31 (28.2%)	
	消防部門	82	83	81	82	85	87	5 (6.1%)	
普通会計 計		649	606	568	557	554	545	104 (16.0%)	
公営企業等	水道	21	20	20	19	18	17	4 (19.0%)	
	交通	2	2	2	2	2	2	0 (0.0%)	
	その他	61	59	57	53	41	41	20 (32.8%)	
公営企業等会計 計		84	81	79	74	61	60	24 (28.6%)	
総合計		733	687	647	631	615	605	128 (17.5%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育長を含む)

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B / A	
23年度	千円 250,426	千円 24,353	千円 50,316	% 20.1	% 17.5

区分	職員数 A	与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 7	千円 28,615	千円 3,103	千円 10,404	千円 42,122	千円 6,017

(参考)類似団平均 一人当たり給与費
千円 6,350

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
対馬市	45.1 歳	348,042 円	501,583 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事業者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

対馬市水道事業		対馬市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,486 千円		1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,461 千円	
(平成23年度支給割合)		(平成23年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分	勤勉手当 1.35 月分	期末手当 2.60 月分	勤勉手当 1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

対馬市水道事業			対馬市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	-	-	1人当たり平均支給額	96 千円	25,577 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

対象となる職員数が1人又は2人の場合は個人情報特定されるため、平均支給額の欄をアスタリスク(*)としています。

ウ 地域手当

制度なし

エ 特殊勤務手当

制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	783千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	130千円
支給実績（平成22年度決算）	459千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	115千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり
					（平成23年度決算）	平均支給年額 （平成23年度決算）
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	-	652千円	162,875円
	その他の扶養親族	6,500円				
	配偶者がいない場合は扶養親族のうち1人について	11,000円				
	加算(特定扶養)	5,000円				
	(満16歳の年度初めから満22歳までの年度未までの子に加算)					
住居手当	借家・借間住居者 家賃23,000円以下の場合 家賃月額 - 12,000	同じ	-	588千円	294,000円	
	家賃23,000円を超える場合 (家賃月額 - 23,000) × 1/2 + 11,000円 (最高27,000円)					
	持家住居者 無し					
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額	同じ	-	435千円	108,600円	
	交通用具利用者 片道2km以上～6.5km以上 2,000円～24,500円					
管理職手当	支給額 部長級 給与月額 × 10% 次長級 給与月額 × 8% 課長級 給与月額 × 7%	同じ	-	847千円	423,524円	